

○豊明市農地改良に関する指導要綱

平成15年8月15日

決裁

改正 令和2年10月28日

改正 令和3年1月20日

(目的)

第1条 この要綱は、豊明市内で農地改良を行う場合において、農地改良を行おうとする者（土地所有者又は耕作者。以下「届出者」という。）が事前に豊明市農業委員会（以下「農業委員会」という。）へ届出することにより、農地法（昭和27年法律第229号）に違反する転用行為を未然に防止し、優良農地の確保を図ることを目的とする。

(農地改良の適用範囲及び基準)

第2条 この要綱において「農地改良」とは、農地に山土等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物を除く。）で埋立て盛土及び掘削する行為（田から畑への転換を含む。）をいい、次に掲げる全ての要件を満たす場合に適用する。

- (1) 農地を改良するため、土地所有者又は耕作者の意思により行うもの（請負による場合も含む。）であること。
- (2) 従前の耕作土と同等以上の土を用いて埋立てを行うものであること。
- (3) 残土処理又は土砂、粘土等の採取を目的としないこと。
- (4) 盛土の高さは、現況の高さより1メートル以内とする。ただし、田の場合、道路の高さから30センチメートル以上低くすること。
- (5) 排水用の水路に接していない畑に盛土する場合、道路の高さから30センチメートル以上低くすること。
- (6) 隣接する土地が宅地の場合、盛土の高さは隣接地盤の高さまでとし、隣接地との境界から50センチメートル以上後退して盛土すること。また、届出地側で適切な排水の処理をしなければならない。
- (7) 既存の用排水の機能が低下することのないよう考慮した適切な高さで盛土すること。
- (8) 作土を入替えする場合の掘削できる深さは、現況の高さから60センチメ

ートル以内とする。

(9) 埋立て、盛土に伴い法面処理が必要な場合、その法面勾配は30度以下とする。

(10) 耕作に支障のない時期（作付けしている主作物の収穫後から次の作付けまでの間）において行うものとし、工事期間が3月を超えないものであること。

(11) 他法令の許認可等を要しないものであること。

(農地改良の届出)

第3条 届出者は、農地改良事業実施前に「農地改良届出書」（様式第1号。以下「届出書」という。）に、次に掲げる書類を添付した上で、当該書類を正本1部及び副本1部（当該届出者が複数であるときは、副本の部数は当該届出者の人数分）作成し、農業委員会へ提出しなければならない。ただし、届出書の提出は、土地所有者（世帯員を含む。）又は耕作者が直接行うものとする。

(1) 位置図（都市計画基本図〔1/2, 500〕に届出地を朱書）

(2) 公図（届出地を朱書し、隣接地の登記地目並びに土地所有者及び耕作者を記入すること。）

(3) 届出地の登記事項証明書（3月以内）

(4) 山土等の搬入、搬出の経路図

(5) 届出地の現況平面図・計画平面図及び造成横断面図〔1/500～1/1,000〕

(6) 排水計画図（工事前と工事後の排水経路及び流末が確認できること。）

(7) 営農計画書（様式第2号）

(8) 誓約書（様式第3号）

(9) 隣地承諾書（届出地に隣接する土地が農地である場合に限る。）

(10) 届出地が土地改良事業の受益地の場合は、当該土地改良区の協議済書

(11) 道路、水路等の公共用物の許可が必要な場合、その許可書の写し

(12) その他、農業委員会が必要と認める書類

2 農業委員会は、届出書が提出された場合、現地確認をした上でその事業計画が適正であるかを審査し、受理又は不受理を決定するものとする。

3 農業委員会は、前項の規定する受理にあたっては、条件を付すことができる。

4 農業委員会は、第2項の規定する受理を決定した場合は、届出者に「農地改良届出受理書」（様式第4号。以下「受理書」という。）及び「農地改良届出済標識」

(様式第5号。以下「標識」という。)を交付する。

5 届出者は、受理書及び標識の交付を受けた後に工事を始めるものとし、届出地に工事完了まで標識を設置するものとする。

(責任義務)

第4条 農地改良の施工については、受理書の内容のとおり行うものとする。

2 農地改良の施工により、付近の農地、農作物、道路、水路等について損害及び被害を与えた場合、届出者の責任で補償及び復旧するものとする。

(事業完了の届出)

第5条 届出者は、農地改良に係る事業が完了したときは、速やかに「事業完了届出書」(様式第6号)に写真を添付して農業委員会に提出しなければならない。

2 農業委員会は、農地改良事業の実施中又は完了後において、現地調査を行うことができるものとし、必要に応じて届出者及び工事請負業者を指導することができる。この場合において、届出者及び工事請負業者は、農業委員会の指導に従わなければならない。

(施工後の利用)

第6条 届出者は、原則として工事完了後3年以上農地として有効に利用するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和2年10月28日)

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱による改正後の豊明市農地改良に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う農地改良の届出から適用し、同日前までに行う届出については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年1月20日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。